

第2回障がい者制度改革推進会議が2月2日に開催されました

障害者基本法の抜本的な改正や「障がい者総合福祉法」(仮称)の制定などに向けて議論を進めている障がい者制度改革推進会議の第2回会議が2月2日開催されました。今回は障害者基本法について、▽基本的性格▽障害の定義▽差別の定義▽基本的人権の確認▽モニタリング▽障害者に関する基本的施策▽その他一の7項目に分けて議論された。会議では



〈障害者基本法の基本的性格〉 障害者を保護される客体ではなく、権利の主体として位置付ける。障害があっても地域社会で差別を受けずに暮らせることが必要。

〈障害の定義〉 「医療モデル」ではなく、「社会モデル」の考えを盛り込む。難病や発達障害など「制度の谷間」をなくす。

〈差別の定義〉 障害者基本法の3条3項で差別の禁止はうたっているが、差別の定義がない。差別を定義し、「直接差別」「間接差別」「合理的配慮を行わないこと」の差別の3類型が含まれることを明記すべき。

との意見が出された。

〈今後の日程〉

第3回 2月15日(月)：自立支援法、総合福祉法、雇用

第4回 3月1日(月)：差別禁止、司法、政治参加

第5回 3月19日(金)

第6回 3月30日(火)

4月以降は第2、第4の月曜日、時間は13時～17時。

団体や関係省庁からのヒアリングも検討する。

インターネット利用

◆障害者制度改革推進会議で検索すれば会議資料や会議の様式も動画で見ることができます。



2月14日(日)の理事会で要求討議をスタートさせましょう

理事会(午後1時30分～4時)の審議事項

(1)「10周年記念のつどい」「晴ときどき虹」のまとめ

(2)新法に対する要求討議

(3)これからのこと

① NPO 法人化と総会に向けて

② 電話相談活動について

③ 愛知障害フォーラムの活動について

